

ADRにおける特定和解の取り扱いおよび料金改定について

平素より当会をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、ADR法に則り法務省における変更認証手続きを行い、2024年6月10日より特定和解の取り扱いの実施および料金改定をさせていただきます。

今後ご利用者の皆様にご満足いただけるサポートの提供につとめてまいります。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 1.対象サポート ADR
- 2.改定時期 2024年6月10日
- 3.改定内容

・ 特定和解取り扱いの実施

当会のADRで養育費や婚姻費用について取り決めた合意書は、裁判所の決定を得ることにより公正証書を別途作成することなく、強制執行ができるようになります。

・ 料金改定

| 項目 | 負担者 | 費用 | 備考 |
|------------|-----|----------|---|
| 調停申立手数料 | 申立人 | 20,000円 | 申立人と相手方が調停手続の利用に合意している場合は10,000円減額 |
| 調停期日手数料 | 当事者 | 各30,000円 | 延長料60分毎各20,000円 |
| 調停期日出張費 | 当事者 | 負担割合に準ずる | 調停者最寄駅から調停場所まで30分毎2,000円の出張費 |
| 調停期日交通費 | 当事者 | 負担割合に準ずる | 調停者最寄駅から調停場所までの実費 |
| 調停期日キャンセル料 | 当事者 | 負担割合に準ずる | 調停期日手数料と出張費に対して、調停期日2日前30% 前日50% 当日100% |
| 合意書作成手数料 | 当事者 | 各40,000円 | |
| その他実費 | 当事者 | 実費 | 郵送料、登記簿取得手数料など |

以上

<お問い合わせ先>
りむすびADRセンター
rimusubi@gmail.com